

審 査 基 準

基準の名称	都市公園の占用の許可及び変更許可（公園予定区域を含む）																																		
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要																																	
都市公園法	06-1、06-3 (33-4)	都市公園の占用の許可及び変更許可 (公園予定区域を含む)																																	
基 準 の 内 容																																			
<p>都市公園内においては、公園施設以外の施設は都市公園の効用を増進することはないことから、これらなるべく設けるべきではないとしており、都市公園法及び同法施行令は占用物件として都市公園に設けることのできる施設を限定的に規定している。</p>																																			
<p>1 方 針</p> <p>公園管理者は、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、都市公園における占用の許可を与えることができる。</p>																																			
<p>2 占用許可の対象施設及び期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">対 象 施 設</th> <th style="width: 20%;">占用期間(超えない範囲)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">○都市公園法第7条関係</td> </tr> <tr> <td>(1)電柱、電線、変電塔その他これらに類するもの</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">十年</td> </tr> <tr> <td>(2)水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td>(3)通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの</td> </tr> <tr> <td>(4)郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所</td> <td style="text-align: center;">三年</td> </tr> <tr> <td>(5)非常災害に際し災害にかかった者を收容するため設けられる仮設工作物</td> <td style="text-align: center;">六月</td> </tr> <tr> <td>(6)競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 ※「5 占用許可の対象となる仮設工作物について」を参照</td> <td style="text-align: center;">三月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○都市公園法施行令第12条関係</td> </tr> <tr> <td>(1)標識</td> <td rowspan="9" style="text-align: center;">十年</td> </tr> <tr> <td>(1の2)食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>(1の3)環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>(2)防火用貯水槽で地下に設けられるもの</td> </tr> <tr> <td>(2の2)蓄電池で地下に設けられるもの</td> </tr> <tr> <td>(2の3)国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの</td> </tr> <tr> <td>(3)橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの</td> </tr> <tr> <td>(4)索道及び鋼索鉄道</td> </tr> <tr> <td>(5)警察署の派出所及びこれに附属する物件</td> </tr> <tr> <td>(6)天体、気象又は土地観測施設</td> <td style="text-align: center;">三年</td> </tr> <tr> <td>(7)工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設</td> <td style="text-align: center;">三月</td> </tr> <tr> <td>(8)土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">六月</td> </tr> <tr> <td>(9)都市開発法による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時收容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時收容するために必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）</td> </tr> </tbody> </table>			対 象 施 設	占用期間(超えない範囲)	○都市公園法第7条関係		(1)電柱、電線、変電塔その他これらに類するもの	十年	(2)水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	(3)通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	(4)郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所	三年	(5)非常災害に際し災害にかかった者を收容するため設けられる仮設工作物	六月	(6)競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 ※「5 占用許可の対象となる仮設工作物について」を参照	三月	○都市公園法施行令第12条関係		(1)標識	十年	(1の2)食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの	(1の3)環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの	(2)防火用貯水槽で地下に設けられるもの	(2の2)蓄電池で地下に設けられるもの	(2の3)国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの	(3)橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの	(4)索道及び鋼索鉄道	(5)警察署の派出所及びこれに附属する物件	(6)天体、気象又は土地観測施設	三年	(7)工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設	三月	(8)土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	六月	(9)都市開発法による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時收容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時收容するために必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）
対 象 施 設	占用期間(超えない範囲)																																		
○都市公園法第7条関係																																			
(1)電柱、電線、変電塔その他これらに類するもの	十年																																		
(2)水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの																																			
(3)通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの																																			
(4)郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所	三年																																		
(5)非常災害に際し災害にかかった者を收容するため設けられる仮設工作物	六月																																		
(6)競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 ※「5 占用許可の対象となる仮設工作物について」を参照	三月																																		
○都市公園法施行令第12条関係																																			
(1)標識	十年																																		
(1の2)食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの																																			
(1の3)環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの																																			
(2)防火用貯水槽で地下に設けられるもの																																			
(2の2)蓄電池で地下に設けられるもの																																			
(2の3)国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの																																			
(3)橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの																																			
(4)索道及び鋼索鉄道																																			
(5)警察署の派出所及びこれに附属する物件																																			
(6)天体、気象又は土地観測施設	三年																																		
(7)工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設	三月																																		
(8)土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	六月																																		
(9)都市開発法による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時收容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時收容するために必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）																																			
<p>3 占用許可申請書の提出及び記載内容</p> <p>占用の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造及び次の事項を記載した申請書（別添様式1を参照）を公園管理者に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 占用物件の外観 (2) 占用物件の管理の方法 (3) 工事の実施の方法 (4) 工事の着手及び完了の時期 (5) 都市公園の復旧方法 (6) 徳島県都市公園条例第4条第1項（行為の制限）に該当する行為を行おうとする場合*は、その行為の目的、行為の内容、行為の期間、行為を行う場所等</p> <p>【補足】 都市公園内における行為の制限について（徳島県都市公園条例第4、5条） 都市公園内において次の(1)から(4)の行為を行おうとする場合は、知事の許可が必要となる。</p>																																			

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

ただし、行為に付随した都市公園の占用について本基準により許可を受けた場合には、行為の許可は不要である。

4 変更許可について

許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書（別紙様式2を参照）を公園管理者に提出し、許可を受けなければならない。
ただし、その変更の内容が、次に掲げるものについては、この限りではない。

- (1) 都市公園の占用をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占用物件」という。）の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件に対する添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

5 占用許可の対象となる仮設工作物について

競技会、集会、展示会、博覧会その他これに類する催しのために設けられる仮設工作物のうち、占用許可の対象となるのは、次のとおりとする。

- (1) 有料公園施設の利用承認（徳島県都市公園条例第7条第2項）を受けた者が、その有料公園施設の自由使用ができる範囲（場所）内に設置しようとする物

基 準

有料公園施設の本来の利用目的に反しない仮設工作物の設置については、承認を受けた有料公園施設の自由使用範囲内での設置行為とみなし、占用許可は要しない。

ただし、有料公園施設の本来の利用目的に合致しない仮設工作物の設置については、占用許可を必要とする。なお、この場合、催し物等への付随性などを勘案し、やむを得ないと認められる範囲のものに限る。

例 示

① 占用許可を要さない案件

- ・ スポーツ大会等の運営上で直接に必要と認められる入場券販売・観客案内・備品設置用等のテント、机、イス、仕切り板等を設置する場合。
- ・ 容易に設営、撤去が可能な掲示板、看板、横断幕又はのぼり旗を設置（大会等スポンサー名表示を含む）する場合。

② 占用許可を要する案件

- ・ スポーツ大会等の運営上で直接に必要と認められない物品、飲食物の販売用などのテント、机、イス、仕切り板等を設置する場合（当該物が設置された区画範囲を許可が必要な仮設工作物の占有範囲とみなす。）。

- (2) 有料公園施設の利用承認を受けた者が、その有料公園施設の自由使用ができる範囲（場所）外に設置しようとする物

基 準

広場や広い通路上など、（安全面も含めた）公園の通常利用に支障が生じない範囲内に仮設工作物を設置する場合においても、占用許可を必要とする。

ただし、催し物の案内、PRなどを目的とした掲示物で、占有面積もごく僅かであり、公園利用者の妨げにならない場所に設置する場合は占用許可は不要とする。

例 示

① 占用許可を要さない案件

- ・ 街路灯、植樹帯の一部など、（安全面も含めた）公園の通常利用に支障が生じない場所において、スポーツ大会等の案内、PRなどを目的とする掲示板、看板、横断幕又はのぼり旗を設置（大会等スポンサー名表示を含む）する場合。

② 占用許可を要する案件

- ・ 物品、飲食物の販売用及びスポーツ大会等の運営用等の目的で設置するテント、机、イス、仕切り板等を設置する場合、それらで構成された区画範囲を許可が必要な仮設工作物の占有範囲とみなす。
- ・ 車両（駐車場以外の場所に乗降場所を確保する必要がある場合など）の待機場所については、車両待機部分を許可が必要な仮設工作物の占有範囲とみなす。

6 公園予定区域における取扱い

上記許可及び変更許可の取り扱いを準用する（都市公園法第33条第4項）。

附則

この審査基準は、都市公園の占用日が、平成27年4月1日以降のものから適用する。